

健生食輸発0208第1号
令和6年2月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(アルゼンチン産いんげん豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、インド産おぐらのクロルピリホス、米国産鶏肉のラサロシド及びインドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブ)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年1月31日付け健生食輸発0131第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、アルゼンチン産いんげん豆及びインド産おぐらのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、アルゼンチン産いんげん豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸及びインド産おぐらのクロルピリホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、地方自治体が実施した収去検査の結果、米国産鶏肉において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、米国産鶏肉のラサロシドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、インドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年2月8日	アルゼンチン	いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	ANKAS DEL SUR SRL

	インド	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	クロルピリホス	PHETOHO TRADERS LLP
	米国	鶏肉及びその加工品(簡 易な加工に限る。)	ラサロシド	